

令和5年度12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第5号）（議案第1号）は、

熊本地震からの創造的復興や災害からの復旧の他、当初予算編成後の状況変化への対応に係る事業に必要な予算104億26百万円を計上。

[主な内容]

- (1) 熊本地震からの創造的復興
 - ・平成28年熊本地震復興基金交付金 4,750百万円
 - ・益城町における土地区画整理事業等の推進 125百万円
 - ・阿蘇くまもと空港アセスメントの推進 80百万円
 - ・阿蘇くまもと空港の拠点性向上 74百万円

- (2) 災害からの復旧
 - ・令和2年豪雨災害からの復旧等 1,805百万円
 - ・令和5年梅雨前線豪雨等による災害からの復旧 1,137百万円

- (3) その他
 - ・半導体関連産業の集積に伴う営農継続に向けた農地の緊急確保対策 70百万円
 - ・ふるさと体取縮制の検討を踏まえた漁業取縮船の代船建造 1,111百万円
 - ・漁業取縮の時間外勤務手当の増額 7百万円
 - ・職員 699百万円

一般会計補正予算（第6号）（議案第48号・追加提案分）は、

国の経済対策や国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者・事業者への支援の他、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要となった事業に係る予算436億8660万円を計上。

[主な内容]

- (1) 国の経済対策への対応
・ 防災・減災、国土強靱化等の推進 31,754百万円
31,754百万円
- (2) 経済対策に合わせた独自の地域活性化策 5,783百万円
 - ・ 生活者への支援 1,179百万円
 - ・ 事業者への支援 4,604百万円
- (3) その他 6,173百万円
 - ・ 半導体拠点整備に対応する排水対策の推進 101百万円
 - ・ 半導体関連産業の集積に伴う渋滞・交通アクセス対策の推進 3,684百万円
 - ・ 県民利便施設等における感染症対策 80百万円
 - ・ 県民利便施設等における対応したデジタル時代の環境整備 32百万円
 - ・ 県民利便施設等における対応したデジタル時代の環境整備 89百万円
 - ・ 人事委員会勧告に基づく職員給与改定 2,110百万円

12月補正予算（追加提案分含む）は、一般会計で541億13百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、1兆45億69百万円となる。

(単位：百万円)

会計名	補正前の額	今回補正額			合計
		冒頭提案分	追加提案分	計	
一般会計	950,456	10,426	43,686	54,113	1,004,569
特別会計					
港湾整備事業特別会計	2,864		1	1	2,864
企業会計					
流域下水道事業会計	5,441		188	188	5,630
電気事業会計	4,223		5	5	4,227
工業用下水道事業会計	2,168		1	1	2,168
有料駐車場事業会計	129		0	0	129
病院事業会計	2,124		11	11	2,135

(注) 1 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

2 企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合算額である。

第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第5号)
 第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

区	分	補正前の額	補正額			合計	補正額の説明
			冒頭提案分	追加提案分	計		
1	県税	167,099,482				167,099,482	
2	地方消費税清算金	89,912,150				89,912,150	
3	地方譲与税	28,605,642				28,605,642	
4	地方特例交付金	923,857				923,857	
5	地方交付税	223,515,409	163,660	2,000,000	2,163,660	225,679,069	普通交付税
6	交通安全対策特別交付金	286,321				286,321	
7	分担金及び負担金	3,934,796	36,500	1,166,354	1,202,854	5,137,650	分担金 負担金
8	使用料及び手数料	8,825,930				8,825,930	

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額			合 計	補正額の説明
		冒頭提案分	追加提案分	計		
9 国 庫 支 出 金	203,264,808	2,466,769	25,514,287	27,981,056	231,245,864	国庫負担金 1,091,059 国庫補助金 26,889,922
10 財 産 収 入	1,694,698				1,694,698	
11 寄 附 金	353,566	782,855		782,855	1,136,421	ふるさととくまもと応援寄附金 782,855
12 繰 入 金	59,999,754	4,770,014		4,770,014	64,769,768	平成28年熊本地震復興基金繰入金 4,752,000 こどもの読書環境整備基金繰入金 18,014
13 繰 越 金	5,281,502	1,403,155	441,225	1,844,380	7,125,882	繰越金 1,844,380
14 諸 収 入	69,953,286	133,280	57,581	190,861	70,144,147	受託事業収入 105,000 雑入 85,861
15 県 債	86,805,000	670,000	14,507,000	15,177,000	101,982,000	農林水産債 3,039,000 土木債 11,933,000 災害復旧債 103,000
合 計	950,456,201	10,426,233	43,686,447	54,112,680	1,004,568,881	

(歳出)

(単位：千円)

区	分	補正前の額	補正額			合計	補正額の説明
			冒頭提案分	追加提案分	計		
1	一般行政経費	638,894,869	7,252,399	8,191,785	15,444,184	654,338,553	
(1)	人件費	167,801,558	699,636	2,112,740	2,812,376	170,613,934	給料 期末・勤勉手当
(2)	扶助費	116,691,628	441,445		441,445	117,133,073	児童養護施設等及び里親委託に係る措置費
(3)	物件費	50,777,119	457,542	323,507	781,049	51,558,168	ふるさとくまもと応援寄附金推進費 警察業務デジタル化・高度化推進事業
(4)	その他	303,624,064	5,653,776	5,755,538	11,409,314	315,033,378	平成28年熊本地震復興基金交付金 工ネルギー価格高騰に対する 事業者緊急支援事業

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額			合 計	補 正 額 の 説 明
		冒頭提案分	追加提案分	計		
2						
投資的経費	191,523,403	3,173,834	35,494,662	38,668,496	230,191,899	
(1) 普通建設事業費	147,059,134	1,088,321	35,494,662	36,582,983	183,642,117	
補助分	89,437,252	601,737	35,393,662	35,995,399	125,432,651	街路整備事業費 4,103,284 地域道路改良費(地域産業構造転換 インフラ整備推進分) 3,684,341
単独分	57,621,882	486,584	101,000	587,584	58,209,466	単県河川等災害関連事業費 299,000 半導体生産拠点整備排水対策事業 101,000 単県代替農地緊急基盤整備事業 70,000
(2) 災害復旧事業費	28,269,116	2,085,513		2,085,513	30,354,629	団営農地等災害復旧事業費 900,000 過年発生河川等補助災害復旧費 736,000 現年林道災害復旧事業 397,513
(3) 国直轄事業負担金	16,195,153				16,195,153	
3 公債費	101,838,407				101,838,407	
4 繰出金	18,200,022				18,200,022	
合 計	950,456,201	10,426,233	43,686,447	54,112,680	1,004,568,881	

令和5年度12月補正予算総括表

知事公室
一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特定財		源	
						国支出金	地方債	その他	一般財源
知事公室付	79,567		580		80,147				580
秘書グループ	237,581		1,786		239,367				1,786
広報グループ	399,266		1,768	27,600	428,634	27,600			1,768
くまモングループ	491,859		890		492,749				890
危機管理防災課	666,588		2,520		669,108				2,520
一般会計計	1,874,861		7,544	27,600	1,910,005	27,600			7,544

部局計

部局合計	1,874,861		7,544	27,600	1,910,005	27,600			7,544
------	-----------	--	-------	--------	-----------	--------	--	--	-------

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

議案グループ	議案頁数	事 項	期 間	限 度 額
10		熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和6年度	4,541

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

広報グループ		(単位:千円)		
議案頁数	事 項	期 間	限 度 額	
10	広報関係業務	令和6年度	51,860	
10	首都圏広報業務	令和6年度	10,068	

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

議案頁数	事 項	期 間	限 度 額
10	くまモン利用許諾審査業務	令和6年度	23,554
13	くまモン隊管理運営事業	令和6年度	186,682
13	くまモンスクエア管理運営業務	令和6年度～令和8年度 年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	22,176 7,392 7,392 7,392

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

広報グループ 事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特 定 財 源	財源		
						国 支 出 金	地 方 債 そ の 他	
14	広報費	399,266	27,600	426,866	27,600			広報費 復旧・復興首都圏等広報強化事業 首都圏等を対象に地震豪雨災害の風化防止や 熊本のイメージアップにつなげる広報等に要する 経費
	課計	399,266	27,600	426,866	27,600			

令和5年度12月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特定財		源	
						国	地方債	その他	一般財源
人事課	2,798,161	419,660	4,066		3,221,887				423,726
財政課	110,981,430		2,152		110,983,582				2,152
県政情報文書課	1,792,942		2,068	16,335	1,811,345	16,335			2,068
総務厚生課	956,831		3,049		959,880				3,049
財産経営課	3,554,176		2,466		3,556,642				2,466
私学振興課	13,985,499		1,603	61,728	14,048,830	61,728			1,603
市町村課	8,568,300	4,750,000	23,106	1,179,000	14,520,406	1,179,000		4,750,000	23,106
消防保安課	1,460,463		2,121	34,640	1,497,224	34,640			2,121
税務課	94,065,961	1,111,228	19,334		95,196,523			782,855	347,707
一般会計計	238,163,763	6,280,888	59,965	1,291,703	245,796,319	1,291,703		5,532,855	807,998

公債管理特別会計

財政課	110,891,545				110,891,545				
-----	-------------	--	--	--	-------------	--	--	--	--

市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	1,557,136				1,557,136				
------	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--

部局計

部局合計	350,612,444	6,280,888	59,965	1,291,703	358,245,000	1,291,703		5,532,855	807,998
------	-------------	-----------	--------	-----------	-------------	-----------	--	-----------	---------

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

人事課 事項別 明細書 頁数	人名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	明
					特定財源		一般財源		
					国支出金	地方債			
13	一般管理費	588,277	419,660	1,007,937			419,660	職員給与費 時間外勤務手当等(知事部局分) 時間外勤務手当等保留分	
	課計	2,798,161	419,660	3,217,821			419,660		

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

人事課	議案頁数	事項	項目	期間	限度額
	10	行政職員初任者研修バス等賃借		令和6年度	3,503

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

財産経営課		(単位:千円)		
議案頁数	事項	期間	限度額	
10	県北広域本部仮設庁舎整備事業	令和6年度～令和11年度 年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	214,500 25,025 42,900 42,900 42,900 42,900 17,875	

繰越明許費(追加)

財産経営課		(単位:千円)		
議案頁数	款項	目	繰越明許費	事項
7	総務費	総務管理費	767,675	(1) 庁舎維持補修費 (2) 県庁舎等LED導入事業 (3) FM推進県有施設集約化事業

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

議案頁数	事 項	期 間	限 度 額
14	熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和6年度	4,307
14	就学支援金相談窓口関係業務	令和6年度	16,140

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

市町 事項別 明細書 頁数	町 村 課	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明		
						国 支 出 金	特 定 財 源			一 般 財 源	
							地 方 債	そ の 他			
16		自治振興費	4,860,619	4,750,000	9,610,619			4,750,000		市町村行財政政支援費 平成28年熊本地震からの復旧・復興の取組みを行 う市町村に対する交付金の所要見込額の増	
		課 計	10,125,436	4,750,000	14,875,436			4,750,000			

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

繰越明許費（追加）

消防保安課

(単位:千円)

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事	項
7	総務費	防災費	消防指導費	315,878	消防学校教育訓練機能強化事業	
7	総務費	防災費	消防指導費	446	市町村等消防施設整備補助	

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

税 事 項 別 明 細 数 頁	課 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			説 明
					特 定 財 源	財 源 そ の 他	一 般 財 源	
15	税務総務費	2,520,368	1,111,228	3,631,596		782,855	328,373	1 税務管理費 ふるさととくまもと応援寄附金推進費 328,373 ふるさととくまもと応援寄附金の募集等に要する経 費の所要見込額の増
								2 ふるさととくまもと応援寄附基金積立金 ふるさととくまもと応援寄附基金積立金 782,855 ふるさととくまもと応援寄附基金積立金の所要見込 額の増
	課 計	94,065,961	1,111,228	95,177,189		782,855	328,373	

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

県政情報文書課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	日 目	名 称	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
						特 定 財 源		一 般 財 源		
						国 支 出 金	地 方 債 の 他			
84	大	学 費	1,418,546	16,335	1,434,881	16,335				
	課	計	1,792,942	16,335	1,809,277	16,335				

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

私学振興課 事項別 明細書 頁数	私学振興課 目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明	
					特 定 財 源	財源				一 般 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
78	私学振興費	13,985,173	61,728	14,046,901	61,728				私学振興助成費 私立学校等物価高騰対策補助 物価高騰による私立学校等の光熱費の高騰分に 対する助成	
	課計	13,985,499	61,728	14,047,227	61,728					

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

繰越明許費 (追加)

(単位:千円)

議案 頁数	私学振興課	款	項	目	繰越明許費	事	項
8	教 育	費	教 育 総 務 費	私 学 振 興 費	61,728	私 立 学 校 等 物 価 高 騰 対 策 補 助	

令和5年度12月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

(単位:千円)

市町村課	事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
						国支出金	特定財 地方債 その他	一般財源	
18		自治振興費	4,860,619	1,179,000	6,039,619	1,179,000			市町村行財税政支援費 物価高騰対応生活者支援交付金 物価高騰の影響を受けるLPガス使用世帯の支援 を行う市町村に対する交付金の所要見込額の増
		課計	10,125,436	1,179,000	11,304,436	1,179,000			

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

繰越明許費 (追加)

市 町 村 課	議 案 頁 数	款	項	目	繰越明許費	事 項
	8	総 務 費	市 振 興 費	自 治 振 興 費	1,179,000	物価高騰対応生活者支援交付金

(単位:千円)

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

消 防 保 安 課	事 項 別 明 細 書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
						国 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源		
								地 方 債	そ の 他	
20	防災総務費	484,283	1,367	485,650	1,367				防災対策費 防災消防ヘリコプター管理運営費 防災消防航空センターにおける感染症対策関連資 機材等の購入に要する経費	
20	消防指導費	939,476	33,273	972,749	33,273				消防学校費 消防学校教育訓練機能強化事業 消防学校における感染症対策関連資機材等の購入 に要する経費	
	課 計	1,460,463	34,640	1,495,103	34,640					

令和5年度12月補正予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳				
						特 国支出金	定 地方債		財 その他	源 一般財源
							その他	その他		
企画課	724,807		5,318		730,125					5,318
地域振興課	2,391,634		1,925		2,393,559					1,925
文化企画・世界遺産推進課	2,684,839		2,296		2,687,135					2,296
交通政策課	3,449,127	154,140	2,676	234,771	3,840,714	234,771				156,816
統計調査課	426,035		2,411		428,446					2,411
デジタル戦略推進課	504,836		1,270		506,106					1,270
システム改革課	1,309,111		1,965		1,311,076					1,965
球磨川流域復興局	3,176,966		3,424		3,180,390					3,424
一般会計計	14,667,355	154,140	21,285	234,771	15,077,551	234,771				175,425

部局計

部局合計	14,667,355	154,140	21,285	234,771	15,077,551	234,771				175,425
------	------------	---------	--------	---------	------------	---------	--	--	--	---------

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

繰越明許費 (追加)

地域 議案 頁数	振興課	款	項	目	繰越明許費	事	項
7	総務費	企画費	企画費	計画調査費	178,875	「環境首都」水保・芦北地域創造事業	
7	総務費	企画費	企画費	計画調査費	120,375	水保・芦北地域重点施策課題解決推進事業	
7	総務費	企画費	企画費	計画調査費	491,500	被災住宅移転促進宅地整備受託事業	

(単位:千円)

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

文化企画・世界遺産推進課 (単位:千円)

議案頁数	事項	期間	限度額
10	県立劇場管理運営業務	令和6年度～令和10年度 年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	2,348,315 469,663 469,663 469,663 469,663 469,663

繰越明許費(追加)

文化企画・世界遺産推進課 (単位:千円)

議案頁数	款項	項目	繰越明許費	事項
7	総務費	企画費	1,525,362	県立劇場施設整備費

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

(単位:千円)

交通政策課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特 定 財 源	内 訳			
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
14	計画調査費	2,698,814	154,140	2,852,954				154,140	空港整備促進費 (1)阿蘇くまもと空港拠点性向上事業 阿蘇くまもと空港の拠点性向上のための施設整備 等に要する経費 154,140 (2)阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備 調査検討事業 80,000 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた調査に 要する経費
	課計	3,449,127	154,140	3,603,267				154,140	

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

繰越明許費（追加）

(単位:千円)

交通政策課	議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事業	項
	7	総務費	企画費	計画調査費	74,140	阿蘇くまもと空港拠点性向上事業	
	7	総務費	企画費	計画調査費	290,800	阿蘇くまもと空港アセス鉄道整備調査検討事業	
	8	災害復旧費	総務復旧費	企画施設 災害復旧費	552,525	くま川鉄道災害復旧支援事業	

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

議案頁数	事項	項目	期間	限度額
10		熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和6年度	140,089

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

球磨川流域復興局付

(単位:千円)

議案頁数	事 項	期 間	限 度 額
14	庁用自動車賃借	令和6年度	4,680

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

(単位:千円)

交通政策課 事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					国 支 出	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
16	計画調査費	2,698,814	234,771	2,933,585	234,771				交通整備促進費 地域交通燃料価格高騰対策事業 燃料価格の高騰の影響を受ける地域交通事業者 等への支援に要する経費
	課計	3,449,127	234,771	3,683,898	234,771				

令和5年度12月補正予算県議会説明資料 (追加提案分)

繰越明許費 (追加)

(単位:千円)

交 通 政 策 課

議案 頁数	款	項	目	繰越明許費	事 項
8	総務費	企画費	計画調査費	234,771	地域交通燃料価格高騰対策事業

令和5年度12月補正予算総括表

出納局

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳				
						特 国支出金	定 地方債		財 その他	源 一般財源
							その他	その他		
会計課	451,727		3,053		454,780					3,053
管理調達課	135,230		888		136,118					888
一般会計計	586,957		3,941		590,898					3,941

収入証紙特別会計

会計課	2,800,000				2,800,000					
-----	-----------	--	--	--	-----------	--	--	--	--	--

部局計

部局合計	3,386,957		3,941		3,390,898					3,941
------	-----------	--	-------	--	-----------	--	--	--	--	-------

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(追加)

管理調達課

(単位:千円)

議案頁数	事 項	期 間	限 度 額
15	給食業務	令和6年度～令和7年度 年次別内訳 令和6年度 令和7年度	227,293 114,930 112,363

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

債務負担行為(変更)

管理調達課 議案頁数	事 項	補正前		補正後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
16	具有施設等管理業務	令和6年度 ～令和9年度	7,722	令和6年度 ～令和10年度	3,942,749
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和6年度	3,378	令和6年度	3,247,039
		令和7年度	1,948	令和7年度	302,934
		令和8年度	1,198	令和8年度	293,769
令和9年度	1,198	令和9年度	51,518		
		令和10年度	47,489		
17	情報処理関連業務	令和6年度 ～令和10年度	669,139	令和6年度 ～令和10年度	2,362,922
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和6年度	447,742	令和6年度	1,360,900
		令和7年度	81,833	令和7年度	704,577
		令和8年度	48,529	令和8年度	187,564
令和9年度	48,317	令和9年度	57,740		
令和10年度	42,718	令和10年度	52,141		

(単位:千円)

令和5年度12月補正予算県議会説明資料

管理調達課

(単位:千円)

議案頁数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
17	事務機器等賃借	令和6年度 ～令和11年度	2,142,259	令和6年度 ～令和11年度	2,876,144
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和6年度	524,331	令和6年度	621,246
		令和7年度	387,070	令和7年度	535,260
		令和8年度	378,015	令和8年度	518,344
		令和9年度	373,467	令和9年度	513,721
		令和10年度	304,520	令和10年度	443,949
		令和11年度	174,856	令和11年度	243,624

令和5年度12月補正予算総括表

各種事務局
一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特 国支出金	財		源 他
							定 地方債	所 の	
人事委員会事務局	180,351		1,591		181,942				1,591
部局等計	180,351		1,591		181,942				1,591

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特 国支出金	財		源 他
							定 地方債	所 の	
監査委員事務局	165,581		2,132		167,713				2,132
部局等計	165,581		2,132		167,713				2,132

一般会計

(単位:千円)

課 名	補正前の額	補正額 (冒頭提案分)	補正額 (追加提案分) 職員給与費	補正額 (追加提案分) 経済対策等	計	補正額の財源内訳			
						特 国支出金	財		源 他
							定 地方債	所 の	
議会事務局	1,659,544		7,972		1,667,516				7,972
部局等計	1,659,544		7,972		1,667,516				7,972

第 7 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第9号事務の欄中「(26)」を「(27)」に改め、同欄(9)中「法第58条の2第5項及び」を「法第58条の2第5項、」に改め、「第59条の2」の次に「及び第60条の3第5項（法第61条の3において準用する場合を含む。）」を加え、同欄(10)中「第55条第6項及び」を「第55条第6項、」に改め、「含む。）」の次に「及び第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同欄(23)中「（ただし、法第60条の3第4項（法第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認可しない処分を行う場合を除く。）」を削り、同欄中(26)を(27)とし、(24)及び(25)を1ずつ繰り下げ、同欄(23)の次に次のように加える。

(24) 法第69条の2第2項の規定による報告の受理に関する事務

別表第11号事務の欄中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第25号事務の欄中「介護保険法の規定による」の次に「地域密着型通所介護若しくは」を加え、同表中第66号を第67号とし、第44号から第65号までを1号ずつ繰り下げ、同表第43号の次に次の1号を加える。

<p>44 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による認可に関する事務（同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地（同号イに掲げる土地にあつては、当該土地に係る同条第1項の権利の設定又は移転の内容が、同一の事業の目的に供するため、4ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。）に該当する</p>	<p>(1)及び(3)に掲げる事務にあつては八代市、玉名市、天草市、山鹿市、上天草市、(2)及び(4)に掲げる事務にあつては和水町、嘉島町、苓北町</p>
---	---

場合に係るものを除く。)

(2) 法第18条第1項の規定による認可に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

(3) 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地(同号イに掲げる土地にあっては、当該土地に係る同条第1項の権利の設定又は移転の内容が、同一の事業の目的に供するため、4ヘクタールを超える農地若しくは2以上の市町村の区域にわたる農地又はそれらの農地と併せて採草放牧地について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合に該当するときに限る。)に該当する場合に係るものを除く。)

(4) 法第18条第7項の規定による通知及び公告に関する事務(同条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第7号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>ア 医療法及び医療法施行令に基づく事務のうち、医療法人における収益及び費用等の報告の受理に関する事務及び医療法人の吸収分割に関する事務（別表第9号関係）</p> <p>移譲先：熊本市</p> <p>イ 老人福祉法に基づく事務のうち、地域密着型通所介護に係る施設の設置の届け出の受理に関する事務（別表第25号関係）</p> <p>移譲先：八代市、天草市、小国町</p> <p>ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可等に関する事務（別表第44号関係）</p> <p>移譲先：八代市、玉名市、天草市、山鹿市、上天草市、和水町、嘉島町、苓北町</p> <p>(2) 漁港漁場整備法の一部改正（題名変更）に伴う所要の規定の整理を行う。（別表第11号関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和6年4月1日から施行する。</p>

第 8 号

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例
熊本県公立大学法人評価委員会条例（平成17年熊本県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に熊本県公立大学法人評価委員会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 号	熊本県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 熊本県公立大学法人評価委員会委員の任期を2年から3年に改める。（第3条関係）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p> <p>4 その他 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）</p>

第 11 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	フリーアドレス関連什器一式	熊本市西区上熊本三丁目8番1号 金剛株式会社熊本支店	県庁舎へのフリーアドレス導入に伴う什器の設置	572,000,000 円

(提案理由)

県庁舎へのフリーアドレスの導入のため、財産を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得についての概要

議案番号	議案名	内 容
第11号	財産の取得について	<p>1 取得理由 県庁舎へのフリーアドレス導入に伴い什器を設置するもの。</p> <p>2 契約内容 (1) 品 名：フリーアドレス関連什器一式 (2) 取得の相手方：金剛株式会社熊本支店 (3) 取得予定価格：572,000,000円 (4) 契約の方法：随意契約（プロポーザル）</p> <p>3 スケジュール (1) 令和5年11月 仮契約締結 (2) 令和5年12月 12月定例会で議決後に本契約締結予定 (3) 令和6年3月 設置完了予定</p>

第 23 号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条の規定により、令和6年度において当せん金付証券を次のとおり発売することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発売総額 110億円以内

（提案理由）

当せん金付証券を発売するため、当せん金付証券法第4条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標を次のように策定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や社会のグローバル化、産業の技術革新などの波が急速に押し寄せ、社会経済情勢が大きく変化する中で、大学には、産業界や地域社会から、課題を発見し、それらを抽出・分析して解決する力、また、多様性を尊重し異文化を受け入れ、双方向の対話を行う力を備える人材の育成が求められている。

また、大学には、学際的な視点で最先端の学術研究を先導する研究機関としての役割も求められている。

このため、熊本県立大学は、「地域に生き、世界に伸びる」のスローガンに基づき地域に貢献する公立大学として、企業や地域社会において活躍するための創造力及び実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした研究や大学独自の高度で優れた研究に取り組み、地域との連携を一層強化する必要がある。

以上を踏まえ、次の3点を基本目標に掲げ、社会経済情勢の変化や地域のニーズを敏感に捉え、学生や県民の期待に応える本県唯一の公立大学として更に発展、飛躍することを目指し、この中期目標を定める。

- ・ 地域社会を担う人材育成の拠点としての大学

豊かな教養を備え、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献できる有為で、創造性豊かな人材を育成する。

- ・ 地域社会の発展に貢献する知的創造の拠点としての大学

専門的かつ最先端の学術研究を充実させ、総合的な大学という特色を生かした学際的な研究を推進して、地域社会で発生する様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果を広く普及させ、地域社会の発展に貢献する。

- ・ 地域社会における学習・交流の拠点としての大学

地域社会のニーズに応える学習の場を提供して、県民が必要に応じて教育を受けることができるようにするとともに、学術、教育、文化等の関係機関や海外協定校との交流・連携を推進する。

◇ 中期目標の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで

◇ 重点目標

第4期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定める。

(1) 教育の質の向上

地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。

(2) 大規模自然災害からの復興支援を含めた地域社会の発展に貢献する教育研究の推進

大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の更なる充実を図る。

(3) グローバル化の推進

グローバルな視点で物事を考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

○ 公立大学法人熊本県立大学は、次のような人材を育成する。

<学士課程教育>

- ・ 論理的な思考かつグローバルな視点で自ら課題を設定・分析し、創造的な解決策が提示できる人材。また、総合的な判断ができる人材。
- ・ 積極性、自律性、行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応できる人材。
- ・ 地域課題の解決に向けた意欲と国際社会に興味・関心を持ち、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無等の多様性を認め、持続可能な社会の構築に貢献することができる人材。
- ・ コミュニケーション能力を持ち、協調性があり、社会において人的ネットワークを形成できる人材。
- ・ 高い職業観を持ち、持続可能な社会の構築に向け、主体的に自らの職業人生を構想・設計できる人材。

<大学院教育>

- ・ 国内外の諸課題の発見・解決のために専門的知識や研究能力を応用できる人材。特に博士後期課程においては自立して研究を遂行できる人材。

(1) 入学者受入れに関する目標

- ① 大学入学者選抜改革を踏まえつつ、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、選抜方法を工夫して、大学が求める多様な学生を確保する。
また、大学のグローバル化を推進するため、外国人留学生等の増加を図る。
- ② 大学院では、高度な専門的知識及び研究能力の修得を目指す意欲あふれる人材について、積極的かつ効果的な広報活動により、内部進学者に加えて、社会人な

ど多様な人材の受入れを推進する。

(2) 教育内容・方法等に関する目標

- ① 学生の学修意欲や教育効果の向上につながるよう、教育課程や教育方法等の検証・改善を行い、D X・半導体関連人材の育成など、社会の要請に合わせた教育内容・方法等の質的向上を図る。特に、大学での可視化された学修成果等に基づき、学生の視点に立った教育の実現を図る。
- ② 大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する教育を推進するとともに、県内全域にわたって地域課題の解決に取り組む実践的・総合的な教育の更なる充実を図る。
- ③ グローバル化する社会に対応するため、より実践的な学びを通して英語をはじめとした外国語能力の向上を図る。また、地域社会の変容も踏まえた異文化理解及び多文化共生の促進に向けた教育を充実する。
- ④ 教育の質の維持向上及び学生のニーズや社会の要請に応えるため、教員一人ひとりがより高い水準の教育を行うことができるよう能力向上を図る。
- ⑤ 教育研究の進展、社会の要請、学生のニーズに柔軟に応える教育を行うため、人材を確保し、必要な実施体制を整備する。

2 研究に関する目標

(1) 研究の方向に関する目標

大学の特色ある教育や地域社会の発展のため、熊本県立大学として独自性のある研究及び地域課題の解決に役立つ研究活動を推進することとし、国内外で高く評価される研究水準を目指す。

また、県内における大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する研究を推進する。

(2) 研究の支援に関する目標

優れた研究を推進するため、組織的な研究支援を促進する。

3 地域貢献に関する目標

- (1) 県、市町村、企業その他の団体との連携を深め、D X推進の取組等、それらの団体を支援するシンクタンク機能を充実・強化する。
- (2) 大学・試験研究機関等との連携を強化して地域産業に関する共同研究等を行い、研究成果の公表や現場への普及活動等を通じて、研究成果を地域社会に役立てる。
- (3) 県民の学習ニーズに応えるため、生涯学習と専門職業人の継続的な職業能力開発の支援について、更なる充実を図る。

4 国際交流に関する目標

- (1) 国際的な知見の取得や異文化への理解を深め、グローバル化する社会において

必要な素養を幅広く涵養するため、地域社会の変容も踏まえ、学生の国際交流を更に推進する。

- (2) 外国人留学生・海外協定校からの学生等の受入れを更に促進するために、積極的かつ効果的な情報発信や受入体制の充実を行う。
- (3) 研究水準の向上や教育内容の充実のため、諸外国の大学等との連携を深め、研究者交流、国際共同研究等を推進する。

5 学生支援に関する目標

- (1) 学生の自主性を育み人間的成長を促すため、ボランティア活動や課外活動の活性化を図るとともに、必要な支援を行う。
- (2) 地域企業や地域社会と連携したキャリア教育を推進し、学生の就業力を向上させる。
- (3) 県内企業と学生とのマッチングや地域産業界と協働したインターンシップを推進し、県内への就職を促進する。
- (4) 学生の進学や修学にかかる経済的支援を充実し、その内容を積極的に公表する。
- (5) 学生が安心して学生生活を送ることができるように、心身の健康に関する相談・支援を行う。

II 業務運営の改善・効率化に関する目標

1 大学運営の改善に関する目標

理事長と学長のリーダーシップのもと、社会状況の変化に対応するため、柔軟かつ機動的な大学運営を推進する。

2 教育研究組織のあり方に関する目標

社会の要請等に応え、より良い教育研究成果を上げるため、学部学科、附属機関等の教育研究組織のあり方について不断に検討し、必要に応じ適切に見直す。

3 人事に関する目標

大学の業務全般について適切かつ効果的な運営を図り、また、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無等にかかわらず教職員の能力が最大限発揮できる機会を構築するため、教職員の大学運営に対する積極的な参加を推進するとともに、適正な人事・評価を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務の簡素化・合理化を進めるとともに、D Xの推進等による効率的な事務処理を図る。

III 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

安定的な財政基盤を確立するため、授業料や外部教育研究資金等の自己収入の確保

に努める。

2 経費の抑制に関する目標

既に実施している経費節減等の取組を検証しつつ、大学の業務全般についてより効率的な運営に努め、経費の抑制を図る。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者機関の評価を受け、これらの評価結果を教育研究や組織運営の改善に活用するという組織的なマネジメントサイクルを着実に運用する。

2 情報公開、情報発信等の推進に関する目標

大学の組織運営及び教育研究活動の実績等については、DXの進展も踏まえつつ、積極的に情報を公開・発信し、社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

既存の施設や設備の適正な維持管理、計画的な整備改修により良好な教育研究環境を保持するとともに、施設設備の有効活用を推進する。

なお、整備改修に当たっては、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境保全等に十分配慮する。

2 安全管理に関する目標

- (1) 学生の個人情報をはじめとする情報管理及びリスク管理を徹底する。
- (2) 自然災害や火災、設備事故等のあらゆる災害に備えて防災対策を強化する。
- (3) 教職員の心身の健康保持増進に努め、快適な職場環境の形成を促進する。

3 人権に関する目標

人権尊重に関する啓発を推進し、人権が不当に侵害され、良好な教育・研究・職場環境が損なわれることのないよう、全学的な取組を進める。

(提案理由)

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標（案）の概要

議案番号	議案名	内 容
第24号	公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定について	<p>1 目標策定の趣旨</p> <p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条及び第78条の規定により、公立大学法人熊本県立大学が次期6年間（令和6年度～令和11年度）に達成すべき業務運営に関する目標（第4期中期目標）を定め、これを同法人に指示する必要がある。</p> <p>2 主な内容</p> <p>第4期中期目標においては、次の3点を重点的に取り組む目標として定める。</p> <p>(1) 教育の質の向上</p> <p>地域社会を担う人材の育成を更に推進するため、教育課程及び教育方法等について検証・改善を行い、教育の質の向上を図る。</p> <p>(2) 大規模自然災害からの復興支援を含めた地域社会の発展に貢献する教育研究の推進</p> <p>大規模自然災害からの創造的復興及び防災・減災に関する教育研究を推進するとともに、これまで取り組んできた地域課題の解決や県民への学習機会の提供等、地域に貢献する教育研究活動の更なる充実を図る。</p> <p>(3) グローバル化の推進</p> <p>グローバルな視点で物事を考え課題解決に取り組む人材を育成するため、学生の国際交流の推進や教育研究の国際化を図り、大学のグローバル化を推進する。</p> <p>3 第4期中期目標期間</p> <p>令和6年（2024年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで</p> <p>4 その他</p> <p>公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標の策定については、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を経る必要がある。</p>

第 25 号

公立大学法人熊本県立大学定款の変更について

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を次のように変更する。

第17条第1号、第20条第1号及び第23条第1号中「及び年度計画」を削る。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

公立大学法人熊本県立大学定款の変更については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

公立大学法人熊本県立大学定款の一部を変更する定款（案）の概要

議案番号	議案名	内 容
第25号	公立大学法人熊本県立大学定款の変更について	<p>1 定款変更の趣旨 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 法人の理事会、経営会議及び教育研究会議における審議事項のうち、「年度計画に関する事項」を削除する。（第17条、第20条、第23条関係）</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>4 その他 公立大学法人熊本県立大学定款の変更については、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請に先立ち、地方独立行政法人法第8条第2項に規定により議会の議決を経る必要がある。</p>

第 28 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設	熊本市中央区安政町1番2号	カリーノ&コロムビアくまもと応援共同体 代表者 株式会社カリーノクリエイト 代表取締役 米倉佳江	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）第12条第1項の規定に基づき、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設
（くまモンスクエア）指定管理候補者の選定について

知事公室くまモングループ

1 選定の経緯

募集要項配布	令和5年（2023年）8月18日～9月19日
募集に係る説明会の実施	令和5年（2023年）8月29日
申請書の受付	令和5年（2023年）9月8日～9月19日
指定管理候補者選考委員会開催	令和5年（2023年）10月12日
指定管理者制度運営会議開催	令和5年（2023年）10月23日

2 選定結果

カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体

（代表者）株式会社カーリーノクリエイト 代表取締役 米倉佳江

（所在地）熊本市中央区安政町1番2号

（構成員）日本コロムビア株式会社 代表取締役社長 土門義隆

東京都港区南青山6-10-12 フェイス南青山

3 指定管理候補者選考委員会による審査結果等

申請状況 （受付順）	<ul style="list-style-type: none"> ・カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体 ・株式会社ローカルデベロップメントラボ
選考に当た るの基本的 な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、「くまモン」を通して、本県の物産、観光等の多彩な魅力を発信し、熊本のファンの獲得や拡大につなげていくことを目的としていることから、施設の目的や役割を踏まえた事業計画となっているか審査した。

選考委員会 からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補者として、カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体が適当。 ・ カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体の提案内容は、インバウンドやくまモン不在時の対応強化策について提案されていることや、グッズや音楽制作企画等のオリジナリティがあること、また、施設運営の安定性の面においても、他社よりも優れていることから、これらの点を評価した。 <p>【申請者の得点状況】※400点満点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体 328.6点 ・ 株式会社ローカルデベロップメントラボ 232点
----------------	---

4 選定理由

カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体は、グッズや音楽制作企画等のオリジナリティがあり、また、これまでの運営の実績に基づく施設運営の安定性も申し分なく、インバウンド対応等、今後さらに充実した施設運営が期待できる。

よって、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設（くまモンスクエア）の指定管理候補者として選定することとした。

[指定管理候補者の提案価格]

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	計
7,300千円	7,300千円	7,300千円	21,900千円

(参考) 指定管理候補者選考委員会委員氏名等 (※委員長：田畑 充啓 委員)

所属	役職	氏名
清家公認会計士税理士事務所	所長	清家 美穂
一般社団法人 熊本県物産振興協会	専務理事	田畑 充啓
株式会社くまもとDMC	代表取締役社長	磯田 淳
株式会社JTB 熊本支店	支店長	島添 哲也
一般社団法人 FOR KUMAMOTO PROJECT	理事(事務局長兼務)	米野 真理子

※知事公室指定管理候補者選考委員会設置要項第6条第4項の規定に基づき、磯田委員は審査不参加

第 29 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立劇場	熊本市中央区大江 二丁目7番1号	公益財団法人熊本県 立劇場 理事長 宮尾尚	令和6年4月1日か ら令和11年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県立劇場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本県立劇場における指定管理候補者の選定について

文化企画・世界遺産推進課

1 選定の経緯

熊本県立劇場の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理候補者選考委員会での審議を経て、非公募による手続により、公益財団法人熊本県立劇場に必要書類の提出を求め、指定管理候補者選考委員会で指定管理候補者の選考に係る審査を行った。

第1回指定管理候補者選考委員会開催	令和5年8月4日
申請期間	令和5年8月25日～9月25日
第2回指定管理候補者選考委員会開催	令和5年10月4日
指定管理者制度運営会議開催	令和5年10月10日

2 選定結果

公益財団法人熊本県立劇場 理事長 宮尾尚
 (所在地) 熊本市中央区大江二丁目7番1号

3 選定理由

公益財団法人熊本県立劇場の提案内容は、本県の文化拠点として、多くの県民に質の高い実演芸術に触れる機会の提供、実演芸術に係る人材の育成・確保、関係機関との連携強化、利用者へのサービス向上の取組みなどについて、指定管理候補者選考委員会での評価が高く、この指定管理候補者選考委員会での評価を踏まえ、公益財団法人熊本県立劇場を次期指定管理候補者として選定した。

(指定管理候補者の提案価格)

(単位：千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
464,466	464,466	464,466	464,466	464,466	2,322,330

【参考】指定管理候補者選考委員会

①委員名（敬称略）

氏名	所属等	備考
釜場 佳江	熊本県ユニセフ協会 運営委員	
小西 たくま	演出家・プロデューサー	
戸田 智子	公認会計士	
林田 直志	公益財団法人永青文庫 常務理事	委員長
山崎 浩隆	熊本大学大学院教育学研究科教授	

② 審査結果等

申請者	公益財団法人熊本県立劇場
選考に当たった基本的な考え方	<p>施設の管理運営に民間の能力を活用することで、県民のサービス向上や経費の節減等を図ることとし、以下に掲げる基準により審査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住民の平等な利用の確保 ② 施設の効用の最大限の発揮 ③ 管理経費の縮減 ④ 管理を安定して行うための人的・財政的基礎 ⑤ 県の文化拠点としての取組み事項
指定管理候補者選考委員会の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理候補者として、公益財団法人熊本県立劇場が適当。 ・ 県の文化拠点としての取組みについては、多くの県民に質の高い実演芸術に触れる機会の提供、実演芸術に係る人材の育成・確保、関係機関との連携強化、利用者へのサービス向上の取組みについて高く評価できる。 ・ また、安定的な運営ができる財政的基盤を有している。 <p>【申請者の得点状況：430点/500点】</p>

第 55 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改め、同項第2号中「45,000円」を「45,500円」に改める。

第15条の5第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第15条の6第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				

定年再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2 (第4条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600

	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300					
	95	303,400	327,200	353,400	385,900					
	96	304,700	328,500	354,800	386,400					

定年再任用短時間勤務員以外の職員

97	305,800	329,700	356,100	386,800					
98	307,000	331,000	357,300	387,200					
99	308,200	332,200	358,400	387,800					
100	309,400	333,400	359,600	388,300					
101	310,500	334,800	360,700	388,700					
102	311,500	335,700	361,800	389,200					
103	312,500	336,700	362,900	389,800					
104	313,500	337,800	364,000	390,300					
105	314,300	338,900	365,200	390,600					
106	314,900	340,000	365,700	391,000					
107	315,500	341,000	366,300	391,500					
108	316,100	342,000	366,900	391,800					
109	316,600	343,200	367,500	392,100					
110	317,100	344,200	368,000	392,600					
111	317,500	345,200	368,500	393,100					
112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					
115	320,200	348,900	370,400	394,900					
116	320,800	349,900	370,900	395,400					
117	321,400	350,900	371,300	395,700					
118	322,200	351,300	371,800	396,200					
119	322,900	351,900	372,400	396,700					
120	323,700	352,500	372,900	397,200					
121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100					
123	325,100	353,700	374,100	398,500					
124	325,600	354,100	374,500	399,000					
125	325,900	354,500	375,000	399,400					
126		354,900	375,500						
127		355,400	376,000						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						
141		360,800	382,000						
142		361,300							
143		361,800							
144		362,300							
145		362,600							
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			
	101	293,300	337,200			
	102	293,900	337,700			
	103	294,600	338,200			
	104	295,300	338,700			
	105	295,800	339,100			
	106	296,300	339,500			
	107	296,800	340,000			
	108	297,200	340,400			
	109	297,400	340,900			
	110	297,800	341,300			
	111	298,100	341,800			
	112	298,300	342,200			
	113	298,600	342,700			
	114	298,900	343,100			
	115	299,200	343,600			
	116	299,500	344,000			
	117	299,800	344,500			
	118	300,100	344,900			
	119	300,300	345,300			
	120	300,600	345,700			
	121	300,900	346,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
定年前再 任用時 間勤務職 員以外 の職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		
69		472,800	525,500		
70		473,400	526,300		
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		

	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				

89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	

定年再
任用時
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第15条の6第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	

	41	245,000	296,800	355,300	406,600
	42	246,300	298,800	357,200	408,000
	43	247,500	300,700	359,100	409,300
	44	248,600	302,700	361,000	410,700
	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	
	87	293,900	380,400	423,200	
	88	294,900	381,700	424,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	

137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				
定年前再 任用短 時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

	41	244,000	273,300	354,100	376,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
	77	282,600	343,400	399,700	418,200
	78	283,600	345,200	400,600	418,600
	79	284,700	346,900	401,600	419,000
	80	285,500	348,600	402,600	419,400
	81	286,300	350,400	403,400	419,700
	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200

89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

137			401,200			
138			401,500			
139			401,800			
140			402,100			
141			402,400			
142			402,700			
143			403,000			
144			403,300			
145			403,500			
146			403,800			
147			404,100			
148			404,300			
149			404,500			
150			404,800			
151			405,100			
152			405,300			
153			405,500			
154			405,800			
155			406,100			
156			406,300			
157			406,500			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	226,200	272,100	299,100	325,500	406,600	

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)

の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第7条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第9条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第11条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第13条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第15条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条、第9条、第11条、第13条及び第15条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）第7条の3及び別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後県立学校職員給与条例」という。）別表第1の規定、第5条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「第5条改正后市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の規定、第6条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第6条改正後任期付職員条例」という。）第7条の規定及び第8条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「第8条改正後任期付研究員条例」という。）第5条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条改正後一般職給与条例第15条の5及び第15条の6の規定、第3条改正後県立学校職員給与条例第16条（第5条改正后市町村立学校職員給与条例第15条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）及び第17条（第5条改正后市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定、第6条改正後任期付職員条例第8条及び第9条の規定、第8条改正後任期付研究員条例第6条の規定、第10条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「第10条改正後知事等給与条例」という。）第4条の規定、第12条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例（以下「第12条改正後教育長等給与条例」という。）第4条の規定並びに第14条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（以下「第14条改正後議員報酬等条例」という。）第5条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後一般職給与条例、第3条改正後県立学校職員給与条例、第5条改正后市町村立学校職員給与条例、第6条改正後任期付職員条例、第8条改正後任期付研究員条例、第10条改正後知事等給与条例、第12条改正後教育長等給与条例又は第14条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
 - (1) 第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例 第1条改正後一般職給与条例
 - (2) 第3条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例 第3条改正

後県立学校職員給与条例

(3) 第5条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 第5条改正後市町村立学校職員給与条例

(4) 第6条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第6条改正後任期付職員条例

(5) 第8条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 第8条改正後任期付研究員条例

(6) 第10条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 第10条改正後知事等給与条例

(7) 第12条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例 第12条改正後教育長等給与条例

(8) 第14条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 第14条改正後議員報酬等条例

(人事委員会規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

一般職の職員の給与及び特別職の職員の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																								
第55号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 人事委員会勧告等に基づく一般職の職員等の給与及び特別職の職員の期末手当の改定を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(4) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(5) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>(6) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例</p> <p>(7) 熊本県教育長等の給与等に関する条例</p> <p>(8) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 一般職の職員の給料表を改定する。 高卒程度の初任給を12,000円、大卒程度の初任給を10,700円引き上げ、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、全職員の給料月額を引き上げる。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定する。</p> <p>ア 令和5年度（2023年度）の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="539 1328 1380 1525"> <tr> <td>一般職</td> <td>年間 (12月期)</td> <td>4.4月 → 4.5月 (2.2月 → 2.3月)</td> <td>+0.1月</td> </tr> <tr> <td>特別職</td> <td>年間 (12月期)</td> <td>3.3月 → 3.4月 (1.65月 → 1.75月)</td> <td>+0.1月</td> </tr> <tr> <td>定年前再任用 短時間勤務職員</td> <td>年間 (12月期)</td> <td>2.3月 → 2.35月 (1.15月 → 1.2月)</td> <td>+0.05月</td> </tr> </table> <p>イ 令和6年度（2024年度）の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="539 1603 1380 1800"> <tr> <td>一般職</td> <td>6月 12月</td> <td>2.25月 2.25月</td> <td>4.5月</td> </tr> <tr> <td>特別職</td> <td>6月 12月</td> <td>1.7月 1.7月</td> <td>3.4月</td> </tr> <tr> <td>定年前再任用 短時間勤務職員</td> <td>6月 12月</td> <td>1.175月 1.175月</td> <td>2.35月</td> </tr> </table> <p>(3) 初任給調整手当の支給月額の限度額を改定する。</p> <p>ア 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師 (現行) 414,800円 → (改定後) 415,600円</p> <p>イ 獣医師 (現行) 45,000円 → (改定後) 45,500円</p>	一般職	年間 (12月期)	4.4月 → 4.5月 (2.2月 → 2.3月)	+0.1月	特別職	年間 (12月期)	3.3月 → 3.4月 (1.65月 → 1.75月)	+0.1月	定年前再任用 短時間勤務職員	年間 (12月期)	2.3月 → 2.35月 (1.15月 → 1.2月)	+0.05月	一般職	6月 12月	2.25月 2.25月	4.5月	特別職	6月 12月	1.7月 1.7月	3.4月	定年前再任用 短時間勤務職員	6月 12月	1.175月 1.175月	2.35月
一般職	年間 (12月期)	4.4月 → 4.5月 (2.2月 → 2.3月)	+0.1月																							
特別職	年間 (12月期)	3.3月 → 3.4月 (1.65月 → 1.75月)	+0.1月																							
定年前再任用 短時間勤務職員	年間 (12月期)	2.3月 → 2.35月 (1.15月 → 1.2月)	+0.05月																							
一般職	6月 12月	2.25月 2.25月	4.5月																							
特別職	6月 12月	1.7月 1.7月	3.4月																							
定年前再任用 短時間勤務職員	6月 12月	1.175月 1.175月	2.35月																							

		<p>4 施行期日</p> <p>(1) 3 (1) 及び3 (3) については、公布の日から施行し、令和5年(2023年)4月1日から適用する。</p> <p>(2) 3 (2) アについては、公布の日から施行し、令和5年(2023年)12月1日から適用する。</p> <p>(3) 3 (2) イについては、令和6年(2024年)4月1日から施行する。</p>
--	--	--